



購読料 年8,000円
送料共 但し、会員
は会費に含まれる

発行所
京都府保険医協会
〒604-8162
京都市中京区烏丸通蛸薬師
上ル七観音町637 第41長栄
カーニープレス四條烏丸6階
電話 (075) 212-8877
FAX (075) 212-0707
編集発行人 久保 佐世

東日本大震災から1年半

府内の被災者の現状と課題

東日本大震災から1年半が経過した現在、京都府内には避難者770世帯、746人が住んでいる(10月12日現在、京都府災害支援対策本部発表)。とりわけ、福島第一原子力発電所付近の住民は、震災の被害だけでなく放射線の影響による健康被害の不安を抱えている。1日も早く、すべての被災した方々がその人たちが暮らしを取り戻せるよう、総合的・包括的な支えが必要である。(関連4面)

来院時の取り扱いについて

2012年10月1日以降、被災した方々が医療機関に来院した場合の一部負担金の取り扱いについては、免除証明書をお持ちの方で、かつその免除証明書の有効期限が切れていない場合のみ、免除対象となる(2013年2月28日まで)。9月30日までは免除証明書の提示が不要の場合もあつたが、10月1日以降は有効期限が切れていない免除証明書を提示した場合のみ窓口負担免除となるので、留意いただきたい。

国から示されている助成対象地域は福島の広野町、楢葉町、富岡町、川内町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村(下図)。なお東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う

被災者を支援する法となりつつあるか

6月21日に国会成立した「東京電力原子力事故による被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する法律」は、極めて重要な意味を持つ。同法は理念法・基本法であり、国は法律に基づいた制度や支援策の具体化を求められている。同法は、全会一致で可決・成立した。この法成立

町、葛尾村、飯館村(下図)。なお東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う金が発生せず、現物給付となるのでご注意ください。

警戒区域等以外の被災者も、加入の医療保険の負担が免除されることもある。被災者のうち府内に避難した方で、八幡市・京丹後市・南丹市・木津川市国保に加入している方に対して、一部負担金を免除している。被災者証の他に市町村独自の免除証明書を持つ参加された場合は、一部負担金は発生せず、現物給付となるのでご注意ください。

対象とすべき被災者が「支援対象地域」(法では「その地域における放射線量が政府による非難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域」)に住んでいる、自立的に避難した他の地域に住んでいる、同様に適切に行わねばならないとしたこと(第二条2)。三つめに「原子力を推進してきたことに伴う社

会的な責任」が国にあることを認め(第三条)、政府に対し、施策実施のための必要な法制上または財政上の措置を講じるよう義務付けていること。四つめに「放射性物質の汚染による調査」を「きめ細かく」「継続的に」(第

六条)、その結果も踏まえて「支援対象地域」は毎年見直すとしたこと(付則)。そして、「被災者たる子ども及び妊婦が医療を受けたときに負担すべき費用」の減免等の施策を国が講じるよう定め

たことである。支援対象地域の設定や、医療費減免の対象者を妊婦・子どものみ

い写真や、CT画像の3次元立体画像など、放射線は私たちの回りのどこにでも存在し、身近なさまざまな分野で利用されているところから始まっている。また、高校生向けの副読本

には、放射線に関しては、「リスクを完全に無くしては、ベネフィット(便益)だけを得ることは不可能です」と被ばくを容認するかのような説明もある。

主張
に、文部科学省は今までの「原子力発電」副読本に替り新しく小学生、中学生、高校生向けに「放射線副読本」を作成した。副読本は、電力会社幹部が役員を務める財団法人日本原子力文化振興財団が委託を受けた作成したものである。これをうけて生徒たちに放射線に関する教育をしようとしている。

いづれの副読本も、まずは水仙から出ている自然放射線を写した見た目に美しい

る。さらに、「人類は放射線の存在する中で生まれ進化し、私たちは日常生活でも放射線を受けています」とも放射線を身近なものに感じさせる手法をとっている。

「放射線の危険性に言及せず
小中高生向け「放射線副読本」

今、我々は脱原発を自指し運動している中、子どもたちはこのような副読本で教育されようとしていることに注意をしなければならぬ。私たちが、今回の福島原発事故、そしてヒロシマ、ナガサキ、ビキニで起きた事実から、放射線の危険性に関する正しい知識を包み隠さず未来を担う子どもたちに伝え教える義務がある。そして、子どもたちはそれを知る権利がある。私たちは一部の都合だけで子どもたちの権利を奪ってはならない、それを許してはならない。

医療ツリズムとは、居住国と異なる国

去年の10月、文部科学省は今までの「原子力発電」副読本に替り新しく小学生、中学生、高校生向けに「放射線副読本」を作成した。副読本は、電力会社幹部が役員を務める財団法人日本原子力文化振興財団が委託を受けた作成したものである。これをうけて生徒たちに放射線に関する教育をしようとしている。

いづれの副読本も、まずは水仙から出ている自然放射線を写した見た目に美しい

る。さらに、「人類は放射線の存在する中で生まれ進化し、私たちは日常生活でも放射線を受けています」とも放射線を身近なものに感じさせる手法をとっている。

「放射線の危険性に言及せず
小中高生向け「放射線副読本」

今、我々は脱原発を自指し運動している中、子どもたちはこのような副読本で教育されようとしていることに注意をしなければならぬ。私たちが、今回の福島原発事故、そしてヒロシマ、ナガサキ、ビキニで起きた事実から、放射線の危険性に関する正しい知識を包み隠さず未来を担う子どもたちに伝え教える義務がある。そして、子どもたちはそれを知る権利がある。私たちは一部の都合だけで子どもたちの権利を奪ってはならない、それを許してはならない。

医療ツリズムとは、居住国と異なる国

「継続的に」(第

とも取れる文言であること、その医療が「放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病」を除いている点等、いくつかの改善課題を含みつつも、この法律の積極面を活かし、今後の施策具体化が真に被害者の支

協会が取り組むべきこと
協会がこうした各所の動きを注視しつつ、府内の避難者とも連携を図るべく活動を行っている。まずは避難者を含む被災した方々の声を被災した方々へ届ける活動も必要だ。

市民に対しても「一緒に考える」をテーマに被ばくについての公開講座を重ねている。1回ごとの参加人数は20人ほどだが、各地域へ出向き、「脱原発」も含めた意見交換の場として、今後も引き続き開催していきたい。

さらには、京都府が「東日本大震災に係る京都府内への避難者に対するアンケート」を実施している。協会としても医療者からの独自のアンケートを行う予定だが、このアンケートからも実態に即した声を拾っていききたい。

医療ツリズムとは、居住国と異なる国

保険医新聞の発展に功労 北小路博央先生がご逝去



元京都府保険医協会監事の北小路博央先生(享年83歳、北)が、9月11日にご逝去されました。北小路先生は、1972年から理事、84年から88年まで副理事長、91年から96年まで監事をされ、長きにわたり協会活動に携わっていただきました。特に新聞担当として保険医新聞の発展に尽力。全国保険医団体連合会でも機関紙部長を務められるなどしました。先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。葬儀は14日(日)にしめやかにとり行われ、協会名誉理事長の山田亮三氏が「畏敬する先輩」に向けた弔辞を捧げられました。

追悼

竹内 周徳(名誉理事長)

謹んで故北小路博央先生のご霊前に捧げます。

秋には、先生との会食を楽しみにしておりましたのに、二度とお目にかかれなくなりしました。

淋しいです。悲しいです。府立医科大学病院勤務時代、先生は第一外科教室の医局長として怖いような存在でしたが、親しくしていただくようになりましたのは、昭和47年、相前後して保険医協会の理事に就任してからでした。以来今日まで、時には私の良き教師として、時には無二の良き友として、ご支援していただき感謝にたえません。

保険医協会では、二十数年一貫して新聞部を担当し、全国保険医団体連合会(保団連)でも機関紙部長として、読まれる新聞、親しまれる新聞でなければならぬと、後年は副理事長、

深更に及ぶ麻雀もよくやったり、また私の郷里の月山に登り、一面花盛りのお花畑の真ん中で弁当をついたこともありましたね。北小路家に伝わる絵巻物を見せたいこともありました。江戸天保の時代に、飢饉と悪疫の流行で路上に飢死する者多く、その惨状を救うため、北小路家16代目の当主たちが主となり、資金面は当時業種も営んでいた鳩居堂(寺町通姉小路角に現存)が受け持ち、三条河原に救小屋を開き、治療にあたった絵などがかかれており、この大事業は1年数カ月も続けたこと、その行動力と慈悲深い志に、深い感銘を覚えたものでした。

深更に及ぶ麻雀もよくやったり、また私の郷里の月山に登り、一面花盛りのお花畑の真ん中で弁当をついたこともありましたね。北小路家に伝わる絵巻物を見せたいこともありました。江戸天保の時代に、飢饉と悪疫の流行で路上に飢死する者多く、その惨状を救うため、北小路家16代目の当主たちが主となり、資金面は当時業種も営んでいた鳩居堂(寺町通姉小路角に現存)が受け持ち、三条河原に救小屋を開き、治療にあたった絵などがかかれており、この大事業は1年数カ月も続けたこと、その行動力と慈悲深い志に、深い感銘を覚えたものでした。

また室町時代、北小路家の初代当主が我が国最初の女科(産婦人科)の専門医と致します。

また室町時代、北小路家の初代当主が我が国最初の女科(産婦人科)の専門医と致します。

協会会員のための企画

お申し込みは京都府保険医協会事務局(☎075-212-8877)まで

2012年度 地区医師会との懇談会のご案内	下京東部医師会	11月14日(水) 午後2時~ ホテル日航プリンセス京都
	中京西部医師会	11月26日(月) 午後2時30分~ 中京西部医師会事務所
	乙訓医師会	12月10日(月) 午後2時~ 乙訓医師会会議室
	与謝・北丹医師会	12月15日(土) 午後3時15分~ (懇親会 午後5時~) プラザホテル 吉翠苑

医事担当者勉強会

日時 11月21日(水) 午後7時~(1時間程度)
場所 京都府保険医協会・ルームA (左下地図参照)
内容 ①参加者からの話題提供
②保険医協会事務局からのワンポイントレクチャー
対象 医療機関で医事業務に従事する方
参加費 資料のコピー代のみ 申込み 不要 (自由にご参加下さい)
※原則奇数月の第3水曜日に定例で開催しています。
※警報発令などによる急な中止の連絡については、京都府保険医協会のホームページにて案内いたします。

医療安全担当者交流会

日時 11月10日(土) 午後2時30分~4時30分
場所 京都府保険医協会・会議室
テーマ 「医療担当者泣かせの患者への対応—ここだけの話」
報告 高木 真二 医事部課長(新河端病院)
松尾 美幸 弁護士(京都中央法律事務所)
申込み 11月2日(金)までにお申し込み下さい。
※定員70人に達し次第、お断りする場合がございます。
主催 京都府保険医協会

第4回 医療事務担当者向け講習会

受付開始

日時 11月22日(木) 午後2時~4時30分
場所 登録会館・大ホール (中京区烏丸通御池上ル二条殿町546-2)
内容 第1部 日常医事業務研究会(医療事務担当者からの演題発表)
第2部 講習会「失敗しない『届出医療管理』—入院、食事、リハビリも、多額の返還金を回避せよ!」
※届出医療管理、適時調査対策のポイントをコンパクトに解説!!
定員 100人限定(事前申込制、先着順、定員に達し次第締切)
参加費 1人1,000円(資料代、会場代分担として)
申込み 「参加申込用紙」(グリーンペーパー10月号に掲載)にてお申し込み下さい。

新規開業医向け「保険講習会B」

日時 11月15日(木) 午後2時~4時
場所 京都府保険医協会・ルームA (上地図参照)
内容 ①新規個別指導 ②医療法立ち入り検査対策
対象 新規開業前後の医師、従業員の方
(新規開業の先生でなくても、日常診療整備の目的でご参加下さい)
※資料準備の都合上、前日までにお電話にてお申し込み下さい。
(保険部 ☎075-212-8877)
※次回(保険講習会A)は①保険診療基礎知識、②レセプト審査がテーマです。

第24回 環境ハイキング

~錦秋の西山南部を巡る~ (完成しつつある京都第二環状道路)

日時 11月23日(金・祝)
※前日夜の天気予報で京都府南部の降水確率が60%以上の場合は中止
集合 午前9時 阪急電鉄・長岡天神駅改札口(約14km、5時間)
行程 長岡天神駅—八条ヶ池—長岡天神—にそと工事館(みちしるべ)—土御門天皇陵—十三仏—柳谷観音(楊谷寺)—浄土谷(西山大仏)—天王山—酒解神社—宝積寺—大山崎美術館—山崎蒸留所—大山崎駅
参加費 無料・交通費自弁(昼食・飲料・雨具などは各自ご用意下さい)
主催 京都府保険医協会 京都府歯科保険医協会

消費税増税調査にご協力ください!

返送は11月15日までに

野田内閣は、国民の6割が反対しているにもかかわらず、民意を無視して2014年に8%、2015年に10%に税率を引き上げる消費税増税法を成立させました。税率引き上げは決められましたが、医療機関にとって死活問題となる増税の解消策はいまだに示されていません。

協会は増税法施行までに、財務省や厚生労働省に対して医療機関の実態に基づいて増税解消を求めるため、会員医療機関における消費税増税の実態を6年ぶりに調査することといたしました。つきましては、一人でも多くの会員のご協力をお願いする次第です。

調査票は10月5日付で会員にお送りしました。会員ご自身でご記入いただくか、顧問税理士に依頼できる場合は、顧問税理士に記入をお願い下さい。

改正国税通則法 10月からリハーサル調査

徴税権限の強化や手続きの重視など

国税通則法が改正され、2013年1月1日以降の調査から適用されることとなった。国税庁は適用に向け、「法施行後における税務調査手続きを円滑かつ適切に実施する観点から平成24年10月1日以後に開始する調査から(中略)先行的に取り込む」として改正法に対応した「リハーサル調査」を始めるとした。

また、帳簿類等の持ち帰りについてはこれまで法律上明確に認められていなかったが、今回の法改正で「提示・提出」「留置き」について規定された。ただし、コピーをめぐる問題や「預り証」と返還要求など、実際に改正法が適用される中で課題となるものがいくつか出てくる。

確定された「申告是認」通知、「修正申告等の勧奨」を文書で交付することが義務化された。今後、これらについて新たにルール化が図られると思われる。

金融共済だより

保険医年金「加入者証」送付 「積立金のお知らせ」について

保険医年金第59次普及時期に加入いただいた、2012年9月1日付加入分の「加入者証」を10月5日付で送付しました。

この「加入者証」は、一時金請求、年金受給請求の際に必要なもので、大切に保管して下さい。字句、枚数、加入者番号等に誤りがありましたら、協会事務局までご連絡下さい。

「積立金のお知らせ兼生命保険料控除証明書」については、10月末頃三井生命本社から送付する予定です。積立金額は、2012年8月末現在の金額となっております。基本年金額の試算も掲載されており、ご参照下さい。

税務調査講演会

新国税通則法実施で 税務調査はどう変わる?

—強化される徴税攻勢にいかに対応するか—

日時 11月11日(日) 午後1時30分～
場所 京都府保険医協会・会議室
講師 岡田 俊明氏
(税理士・青山学院大学大学院法学研究科招聘教授)
主催 保団連近畿ブロック 経税部



また、このお知らせの下段に、生命保険料控除証明書が適用になります。ただし、新旧両制度で生命保険料控除を適用・申告される場合は、4万円が控除額の上限になります。

い。保険医年金は、「一般の生命保険料控除」の対象となります。個人年金保険料控除には該当しませんのでご注意ください。

今年新規加入をされた方で、控除証明書が必要な方は、協会事務局までご請求下さい。三井生命保険株式会社が送付いたします。

2012年 7月1日から

改正育児・介護休業法の適用

従業員100人以下の事業主にも

2012年7月1日から、これまで適用が猶予されていた従業員100人以下の事業主にも改正育児・介護休業法による以下の制度が適用されるので、ご留意いただきたい。

①短時間勤務制度(所定労働時間の短縮措置)

3歳未満の子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度(1日の労働時間を原則として6時間とする措置)を設けなければ

- ・短時間勤務をする期間に育児休業をしていないこと
- ・日々雇用される労働者でないこと
- ・1日の所定労働時間が6時間以下でないこと
- ・労使協定により適用除外が必要。

留意点

運用だけで実施されているだけでは不十分。就業規則に規定される等、制度化された状態になっていることが必要。

対象

短時間勤務をする期間に育児休業をしていないこと
日々雇用される労働者でないこと
1日の所定労働時間が6時間以下でないこと
労使協定により適用除外が必要。

手続

短時間勤務の適用を受けるための手続きは就業規則等の定めによる。事業主は、適用を受けようとする従業員にとって過重な負担を求めないこと

必要な配慮しつつ、育児休業や所定外労働の制限などの制度に関する手続きも参考にしながら就業規則を定めることが必要。

②所定労働時間の制限

3歳未満の子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはならない。

留意点

あらかじめ制度が導入される、就業規則等に記載が必要。

対象

原則として3歳に満たない子を養育するすべての男女従業員(日々雇用者を除く)。ただし、勤続年数1年未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員について、労使協定がある場合は対象とならない。

手続

所定外労働制限の申出は、1回につき、1カ月以内

③介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができる。

留意点

介護休業は、労働基準法で定める年次有給休暇とは別に与える。

必要。

対象

原則として、対象家族の介護、その他の世話をすべての男女従業員(日々雇用者を除く)が対象。ただし、勤続年数6カ月未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定がある場合には対象とならない。

手続

介護休暇の申出は、休暇を取得する日や理由等を明らかにして、事業主に申し出ること。介護休暇の利用については緊急を要することが多いことから、当日の電話等の口頭の申出でも取得を認め、書面の提出等は事後となっても差し支えないこととする。

伊藤 眞一 著 (東京保険医協会糖尿病症例談話会)

糖尿病の保険診療

開業医のためのQ&A 2012年版

保険医協会会員は
特価 2,800円!!
(送料込)

伊藤眞一先生による「最終決定版」です!!
Q&A形式の本著は、全国の保険医の先生方に愛されているベストセラーです。
実践的内容最新情報を盛り込んだQ&A形式で、症例紹介、レセプト請求例も充実!先生方の糖尿病に関する「どうしたらいい?」の疑問にお答えします。

お申し込みは、書籍名・冊数・宛先・連絡先・所属協会名を明記のうえ、
FAX:03-5339-3449 東京保険医協会へ。
お問い合わせは TEL:03-5339-3601

「診療研究」481号(2012年10月号)176ページ

糖尿病の保険診療
開業医のためのQ&A
2012年版
伊藤 眞一
東京保険医協会 会長

運動療法
薬物療法
血糖コントロール
合併症対策
ヒヤリ対策

保険診療



在医総管理算定患者が途中で特定施設に入居した場合の取扱い

Q、在宅時医学総合管理 できないのでしょうか？
料を算定している患者が今月、途中で特定施設に入居しました。自宅に1回訪問し、特定施設に1回訪問し、在宅時医学総合管理料は算定し、学総合管理料で算定します。自宅等への訪問診療が2回

A、特定施設入居時等へ訪問があつても、在宅時医学総合管理料で算定し

新春特集号

会員の投稿募集
新春号は「ふくろう」にまつわるアレコレを募集します。写真・随筆(1000字程度)、なんでも結構です。締切は12月3日。

第12回 文化講座

日時 11月4日(日) 午後2時~
場所 京都府保険医協会・会議室
講演 本居宣長が見た 京都と『古事記』

講師 佛教大学 歴史学部 歴史文化学科 教授 斎藤 英喜氏
定員 40人(要申込)



講師からのコメント

今年は『古事記』が作られて1300年目にあたる記念すべき年です。『古事記』という本を今のように有名にしたのが、江戸時代中期の国学者・本居宣長です。ところで、宣長は若い時代に医者になるために数年間、京都に遊学していました。その京都時代を記した詳しい日記もあります。そこには祇園祭のことや南座の歌舞伎見物、内裏拝観などのことも出てきます。江戸時代の京都の暮らしと、『古事記』の研究とはどのように結びつくのか。宣長の日記をご紹介します。日本の文化の「原型」とされる『古事記』の神話世界を見ていきたいと思います。

改定版 医療安全対策の常識と工夫

69

いわゆる東海大学安楽死事件に関する、1999年3月28日の判決の中で、安楽死における刑事罰免責の4条件が提示されました。以下にその条件の要旨を挙げます。

- ①患者の激しい肉体的苦痛、②死の不可避性と死期の切迫、③他の代替手術の不存在、④患者の明らかな意思表示。

上記のように比較的分かりやすく提示されたにも関わらず、警察が関与する

安楽死における刑事罰免責の条件と尊厳死

「尊厳死」と混同されてきた。安楽死事件は後を絶たないのが現状です。し

「安楽死は、助かる見込みがないのに、耐え難い苦痛から逃れることもできない患者の自発的要請にこた

「京都市国民健康保険 被保険者証の更新」の訂正について

10月9日のメディアバックに同封しました「平成24年10月から国民健康保険被保険者証の年度更新を行います。」のリーフレットについて、京都市より下記のような訂正の連絡がありました。ご留意いただきますようお願いいたします。

②リーフ表面「イ 退職被保険者・退職被扶養者」の退職被保険者の被保険者証イメージ図の下の注意書き、及びリーフ表面「2 65歳年齢到達により退職被保険者から一般被保険者へ切り替わる場合の被保険者証の表記について」修正前「(注)平成〇〇年〇〇月〇〇日より退職非該当」と印字します。→修正後「(注)平成〇〇年〇〇月〇〇日以降は退職非該当」と印字します。なお、詳しくは保険医協会のホームページをご参照下さい。

シリーズ 環境問題を考える

- 115 -

再生可能エネルギーは基幹エネルギー源になりうるか

持続可能な社会を構築するための中心課題の一つはエネルギーであるが、原発が現在も将来においても不適切であることが明らかになり、また化石燃料は地球温暖化問題、そしてなによりも資源の枯渇ゆえ、持続可能なエネルギー源には成りえない。では太陽・月・地球の天体エネルギーに由来する太陽光・風力・水力

「再生可能エネルギー」の原義は「再生可能エネルギー」である。再生可能エネルギーは、基幹エネルギー源となりうるか。再生可能エネルギーは、基幹エネルギー源となりうるか。再生可能エネルギーは、基幹エネルギー源となりうるか。

エコキャップ運動 ぜひご参加を!

フクチンの大切さを多くの子どもに知ってほしいという趣旨で始まったエコキャップ運動。第一弾では京都小児科医会の協力を得



て、会員医療機関をはじめ、小学校や保育園でも取り組みに参加いただいた。結果は、1年間で248万5640個となつている。



協会では、すでに京都保険医新聞資料版で1998年1月26日に「医療事故と刑事問題」、さらに1999年6月29日に「告知・尊厳死・安楽死についての意識・実態調査」について、

前進座初春公演 観劇会

赤ひげ

小石川養生所を取り巻く「絆」の物語

山本 周五郎/原作
『赤ひげ診療譚』より
田島 栄/脚色
十島 英明/演出



新出定(赤ひげ) 嵐 圭史 保本 登/高橋 佑一郎

日時 2013年1月6日(日) 昼の部(午前11時~)

場所 四条「南座」

定員 50人(申込先着順・第1次締切11月30日)

料金 1等席(12,500円)を7,000円にて

演目 「雪祭五人三番叟」「赤ひげ」

※お申し込み・お問い合わせは文化担当まで。

雪祭五人三番叟

早春の雪の中 高瀬 精一郎/構成
乱舞する五人の三番叟 西川 鯉三郎/作舞
躍動感あふれる華やかな舞台



古来、三番叟は初春の声であった。ぴたりと揃った動きと「囃」に溢れる気迫。種蒔きから五穀豊穡を祈念する勇壮な舞へと盛り上がる中——そこに降り出す突然の雪。精根尽き果てそうになる1人を4人が励ましなが、一気にクライマックスへ。京都南座では初お目見えとなる、前進座女優による、力強くも華やかな舞踊をお楽しみ下さい。

マスコミに改善の必要性訴え

他医療機関の受診制限 管理栄養士の配置義務化

京都府保険医協会は10月4日、保団連が開催したマスコミ懇談会に出席し、「入院中患者の他医療機関受診制限」と「入院施設への管理栄養士配置義務化」



保団連とマスコミとの懇談

の問題について、改善の必要性を、参加したマスコミ各社に訴えた。今回のマスコミ懇談会には、朝日、読売、共同通信社、時事通信社、赤旗、じほう、日刊医療新聞、キャリアブレイン、賃金と社会保障の9社11人が参加。京都協会からは、当会で府内の眼科医を対象に実施した「入院中の患者の他医療機関受診に係るアンケート調査」(2011年12月26日

11月のレセプト受取・締切

基金	8日(木)	9日(金)	10日(土)	労災	12日(月)
国保	○	○	◎		◎

※○は受付窓口設置日、◎は締切日。
受付時間：基金 午前9時～午後5時30分
国保 午前8時30分～午後5時15分
労災 午前9時～午後5時

2012年1月10日)の結果、及び「管理栄養士の配置に係るアンケート調査」(2012年5月17日～6月21日)の結果を紹介。入院患者の他医療機関受診を制限することは、的確な治療を受ける機会が奪われ、患者が最も不利益を被る。患者の栄養管理は必

要であるが、小規模病院や有床診療所にまで、管理栄養士の配置を義務化するとは、その必要性、人材確保、コストの面から問題であり、小規模入院施設から病床を奪いかねないなどと、保団連、同じく出席した長崎協会とともに訴えた。

これらの問題には参加した多くのマスコミが関心を示し、じほうがMEDIFA(10月5日付)で、しんぶん赤旗が10月11日付で、キャリアブレインがCBニュース(10月10日付)で、それぞれ当会のアンケート調査結果などを報道した。

11月の無料相談日

- ◆**税理士**
11月28日(水)午後2時～
担当 山口税理士
 - ◆**建築士**
11月14日(水)午後2時～
担当 川内建築士
 - ◆**ファイナンシャルプランナー**
11月15日(木)午後1時～
担当 三井生命のFC
 - ◆**雇用管理**
11月15日(木)午後2時～
担当 河原社会保険労務士
- ※法律相談は随時。下記のとおり。

訃報

平野洋一氏(享年69、上京東部) 9月3日(逝去) 謹んで哀悼の意を表します。

Qさん一家のことを書く。ただぼくの開業医時代には親しい交際がなかった。でも、どうしても人の噂もまじってくるので正確な話からそれることがあるかもしれない。ぼくの知っているQさんは口大野村の村長だった。大きな生糸縮緬商の主人。当時は丹後縮緬の全盛期で、当地方では多数の縮緬屋が乱立し、朝から夜まで家々の機織りから織機の音が響いていた。父は村内唯一の開業医だったから、ぼくは機織りの内部など全く知識がなかった。Qさんが村長になったのも、やはり縮緬製造による財力が大きな要因であったに相違ない。

ひょうへい 漂萍の記 老いて後 補遺

谷口 謙 (北丹) <23>

日を決めておいでになるのは前に少し書いた。ぼくには姉が2人あり、上がぼくより一廻り上、つまり丑年だった。そして下は10歳年長である。2人の姉にはそれぞれ友人関係もあつただろうし、5、6人だった。

養子系

当時上の姉が21歳とする。Qさんの娘さんだ。ここで思い出したQ氏の事件のことを書く。Q氏が東京に行かれ箱根に廻られた。その時、当地の某旅館に、「アス イク トーキョウ」との電報を打っておかれた。Qさんが着いたら宿の門前に礼装姿の人が並んで待ち受けていた。Q侯爵と間違えられたのである。Q

氏は頭をかいて父にこの話をした。ぼくは横にいてこの件を聞いたのである。ぼくが小学校の頃か、あるいは中学に入ってからかもしれない。ぼくは「Qさんはどうなったんだろう」と父に聞いた。父はぼくから目を逸らし、小声で言った。「Qのことだ。おそらく金をばらまいたんだろう。商売人だから。Qさんと父との交流を信じていたぼくは驚いた。」

もう古いことになるが、Q氏夫人とぼくの母が一緒に旅行したことを家妻が覚えていた。ぼくが結婚したのが昭和26年10月のことだから、まだその頃、Q氏はおいでだろうか。Q氏の娘さんはごく近在の同業の家から養子を迎えられた。この青年の薄い記憶は残っている。折り返し立派な人柄だったと思っている。この人との間に2人の娘さんがあった。姉妹とも美人で、上の方がまた養子を買われた。今回は当地の某金融機関にお勤めの方だった。この方の顔形がどうしても脳裏に浮かばない。区長や寺の総代も勤められたから、必ずお会いしていると思うのだが。

Q氏宅のような家が、美人系、養子系と呼ぶのだから。いや、養子系なる言葉はぼくの創作かもしれない。Q氏の娘さんは100歳に近く毎週2回、デイサービスにお通いであると聞いた。

第42回憲法と人権を考える集い
日時 11月18日(日) 午後1時30分
場所 シルクホール
内容 無縁社会を考へる「孤死ゼロへ」①基調講演「どうすれば孤死を防げるか」湯浅誠氏(反貧困ネットワーク事務局長)、②基調報告、③パネルディスカッション「無縁社会を考へる」パネリスト湯浅誠氏、橋本俊昭氏(同志社大学教授)、板垣淑子氏(NHK報道局社会番組部)および日本チーフプロデューサー)◇吉田太一氏(キープーズ有限会社代表取締役)
主催 京都弁護士会 (075・231・2336)

生かそう憲法・守ろう9条 11・3憲法集会in京都
日時 11月3日(土) 祝午後2時(憲法ウォーク午後3時50分発)
会場 円山野外音楽堂
参加費 無料
内容 ◇講演「未来に残そう平和な地球」宇宙飛行士・秋山豊寛氏◇憲法スピーチ「改革をめぐる動きと憲法を生かす力」奥野恒久氏(龍谷大学政策学部教授)◇文化の日企画 壬生六斎念仏踊り◇憲法ウォーク
主催 憲法9条京都の会 (050・75500・8550)

法律相談室 相談体制を 拡充・リニューアル!!

いつでも どこでも どんなお困りごとにも対応します!

- ◆**さまざまなご相談に対応**
●雇用労働問題・近隣との紛争・民事介入暴力・金銭トラブル・交通事故・離婚・遺言・相続・事業継承・その他医療全般に関連する法務など

- ◆**先生の希望される弁護士をご紹介**
●弁護士は各分野を数多く手がける協会顧問弁護士事務所の弁護士3人のほか、協会の諸活動に特別に協力して下さることになった協力弁護士11人の中から自由にお選びいただけます。

弁護士		所属事務所
顧問弁護士事務所	助 立 明	京都中央法律事務所
	江 頭 節 子	京都中央法律事務所
	松 尾 美 幸	京都中央法律事務所
協力弁護士	赤 井 勝 治	赤井・岡田法律事務所
	石 川 寛 俊	石川寛俊法律事務所
	鵜 飼 万 貴 子	米田泰邦法律事務所
	小笠原 伸 児	京都法律事務所
	竹 下 義 樹	つくし法律事務所
	富 永 愛	富永愛法律事務所
	新 阜 創 太 郎	つくし法律事務所
	西 村 幸 三	西村法律事務所
	本 田 里 美	つくし法律事務所
	三 重 利 典	葵法律事務所
若 松 豊	赤井・岡田法律事務所	

- 各弁護士のプロフィールは協会事務所に備えています。今後は、協会新聞やホームページにも掲載する予定(準備中)です。

- ◆**随時、必要なときに相談可**
●先生のご都合の良い日を弁護士と日程調整します。

- ◆**相談料は無料(但し、1事案につき1回限り)**
●1事案につき1回の無料相談を超えてのご相談は、個別契約に移行し有料となります。(各種弁護士事務所の規定による金額)

※お問い合わせは協会事務局：総務部会まで (075-212-8877 FAX 075-212-0707)